

高松市監査委員告示第37号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和7年12月1日

高松市監査委員 木 田 一 彦
同 大 西 均
同 香 川 洋 二
同 造 田 正 彦

令和7年度

監査結果報告書（定期監査・行政監査）

監査対象局 都市整備局・消防局

高松市監査委員

令和7年度定期監査・行政監査の結果について

1 監査基準への準拠

令和7年度の定期監査及び行政監査は、高松市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査及び行政監査

定期監査：財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

行政監査：行政事務の執行

3 監査の対象

都市整備局及び消防局

4 監査の着眼点

令和6年度及び7年度の財務に関する事務の執行及び行政事務の執行が、法令等に基づき、適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、組織及び運営の合理化等に努めているなどを主眼として、監査を実施した。

※重点取組事項

1 市有施設への自動販売機の設置について

市有施設への自動販売機の設置について、主に次の点を検証した。

- (1) 自動販売機の設置の必要性を精査し、適切に設置されているか。
- (2) 設置事業者の選定や使用許可に係る事務処理が適正に行われているか。
- (3) 施設使用料や販売手数料等の収納事務が適正に行われているか。
- (4) 自動販売機の機能面に留意しているか。

2 郵便切手類の管理等について

郵便切手類の保管・購入・使用状況について、主に次の点を検証した。

- (1) 郵便切手類の保管方法は適正か。
- (2) 郵便切手類の購入の必要性を精査し、適切に使用されているか。
- (3) 郵便切手類に関する受払の事務処理が適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、対象局から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施したほか、実地監査を行った。（重点取組事項の実施状況は、17～19ページ参照）

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員事務局ほか

(2) 実施日程 令和7年8月20日から11月6日まで

7 監査の結果

事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

今後とも、市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適正な事務の執行に努められたい。

また、当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

所管課等		指摘	意見	合計
都市整備局	都市整備局	1	—	1
	交通政策課	1	—	1
	道路管理課	—	1	1
	河港課・公園緑地課	1	—	1
	河港課	2	—	2
	公園緑地課	2	—	2
	住宅政策課	—	1	1
消防局	総務課	1	1	2
合計		8	3	11

※指摘・・・条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

令和7年度定期監査・行政監査結果一覧

結果No.	区分		項目	公表文 該当ページ	所管課等	
1	指摘	【重点】	自動販売機の設置等の占用許可に係る適正な事務処理について	P4	都市整備局 道路管理課 河港課 公園緑地課 住宅政策課	河港課
2	指摘	【重点】	郵便切手の適正な管理について	P5		
3	指摘		請書による工事の変更契約に係る適正な事務処理について	P6		
4	指摘		見積徴取における適正な業者選定について	P7		
5	意見		道路占用許可に係る事務処理について	P8		
6	指摘		指名競争入札における予定価格調書の作成について	P10		
7	指摘		指名競争入札に係る指名業者の適正な選定について	P11		
8	指摘		公園管理業務における請書の適正な取扱いについて	P12		
9	意見		補助金交付に係る事務処理について	P13		
10	意見	【重点】	郵便切手の管理について	P15	消防局	総務課
11	指摘		請書による工事の変更契約に係る適正な事務処理について	P16		

※ 【重点】 ・・・ 「令和7年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局等	令和7年度／都市整備局
-------------	-------------

告示番号	高松市監査委員告示第37号	告示日	令和7年12月1日
所管課等	河港課	区分	指摘【重點】
指摘の項目	自動販売機の設置等の占用許可に係る適正な事務処理について		
指摘する理由	<p>市漁港施設である庵治漁港及び竹居漁港に設置している3台の自動販売機については、高松市漁港管理条例に基づく占用許可を行っていなかった。 また、うち2台の自動販売機が隣接する建物に係る用地についても、占用許可を行っていなかった。</p>		

指摘	河港課が所管する施設に設置している自動販売機等については、高松市漁港管理条例等に基づき、漁港の維持管理を適正に行うため、設置者に占用許可申請書の提出を求めるなど、占用許可に係る事務処理を適正に執行されたい。
----	---

根拠法令・通知等	高松市漁港管理条例
内容	<p>(責務) 第2条 市長は、漁港の維持管理を適正に行うよう努めるものとする。</p> <p>(占用の許可) 第8条 市漁港施設（水域施設を除く。）を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p>
根拠法令・通知等	高松市漁港管理条例施行規則
内容	<p>(市漁港施設の占用及び工作物設置の許可申請) 第6条 条例第8条第1項の許可を受けようとする者は、市漁港施設の占用・工作物設置許可申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類の全部を添える必要がないときは、その一部を省略することができる。</p> <p>(1) 計画説明書 (2) 位置図、縦断面図及び横断面図 (3) 平面図及び丈量図 (4) 設置しようとする工作物の構造を明らかにした図書 (5) 利害関係人の同意書 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>

定期監查・行政監查結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局等	令和7年度／都市整備局
-------------	-------------

告 示 番 号	高松市監査委員告示第37号	告 示 日	令和7年12月1日
所 管 課 等	河港課	区 分	指 摘 【重 点】
指 摘 の 項 目	郵便切手の適正な管理について		
指 摘 す る 理 由	郵便切手の管理について、使用状況は整理しているものの、高松市物品会計規則で定められた「材料品、生産品、郵便切手類受払票（以下「受払票」という。）」で整理していないものや、毎月10日までに会計管理者に提出する必要がある「郵便切手類受払月報（以下「月報」という。）」を作成・提出していないもののほか、月報の記載誤りにより、受払票との整合性が取れていらないものが見受けられた。		
指 摘	郵便切手については、高松市物品会計規則に基づき、定められた受払票の様式により整理するとともに、月報を毎月正確に作成し、翌月10日までに会計管理者に提出するなど、適正に管理されたい。		

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局等

令和7年度／都市整備局

告示番号	高松市監査委員告示第37号	告示日	令和7年12月1日
所管課等	都市整備局	区分	指摘
指摘の項目	請書による工事の変更契約に係る適正な事務処理について		
指摘する理由	請書による工事の変更契約に係る事務処理について、契約金額の増額により、契約書を作成する必要があったにもかかわらず、当初の契約を高松市契約規則第21条第1号の規定により請書で行っていたため、同様に契約書の作成が省略できるものと誤認し、変更請書によって事務処理を行っていた。（交通政策課、道路管理課、道路整備課、河港課、公園緑地課、南部土木センター、市営住宅課、下水道業務課）		

指摘	変更契約の締結に当たっては、高松市契約規則に基づき、変更後の契約金額が、契約書を省略することができる額を超える場合は、変更契約書によって適正に事務処理されたい。
----	--

根拠法令・通知等	高松市契約規則（令和7年10月21日改正、同年11月1日施行以前のもの）												
内容	<p>（契約書の作成） 第20条 市長は、契約を締結しようとするときは、契約者が決定した日から10日以内に次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>（契約書作成の省略） 第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第1項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。ただし、単価による契約又は高松市長期継続契約に関する条例第2条各号に掲げる契約については、この限りでない。</p> <p>（1）契約金額が100万円（工事又は製造の請負契約にあっては、130万円）以下の指名競争入札の方法による契約又は随意契約を締結するとき（登記又は登録の手続を要するときを除く。）。</p>												
根拠法令・通知等	高松市契約規則（令和7年10月21日改正、同年11月1日施行以後のもの）												
内容	<p>（契約書作成の省略） 第21条 （1）別表に掲げる契約の種類に応じ同表に定める額を超えない指名競争入札の方法による契約又は随意契約を締結するとき（登記又は登録の手続を要するときを除く。）。</p> <p>別表（第17条の2、第21条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>1 工事又は製造の請負</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>2 財産の買入れ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>3 物件の借入れ</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>4 財産の売払い</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>5 物件の貸付け</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>6 前各号に掲げるものの以外のもの</td> <td>100万円</td> </tr> </table>	1 工事又は製造の請負	200万円	2 財産の買入れ	150万円	3 物件の借入れ	80万円	4 財産の売払い	50万円	5 物件の貸付け	30万円	6 前各号に掲げるものの以外のもの	100万円
1 工事又は製造の請負	200万円												
2 財産の買入れ	150万円												
3 物件の借入れ	80万円												
4 財産の売払い	50万円												
5 物件の貸付け	30万円												
6 前各号に掲げるものの以外のもの	100万円												

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局等	令和7年度／都市整備局
-------------	-------------

告 示 番 号	高松市監査委員告示第37号	告 示 日	令和7年12月1日
所 管 課 等	交通政策課	区 分	指 摘
指 摘 の 項 目	見積徴取における適正な業者選定について		
指 摘 す る 理 由	高松市帰属自転車売却要綱に基づく帰属自転車の売却の相手方を決定するための見積徴取において、同要綱に規定する売却対象者の要件に適合していない業者が含まれている団体を選定し、一者随意契約を締結していた。		

指 摘	高松市帰属自転車売却要綱に基づく帰属自転車の売却事業に係る見積徴取に当たっては、売却の相手方となる団体の構成員が、同要綱に規定する売却対象者の要件に適合していることを適正に確認した上で、団体を選定されたい。
-----	---

根 拠 法 令 ・ 通 知 等	高松市帰属自転車売却要綱
内 容	<p>(目的) 第1条 この要綱は、帰属自転車を第4条に規定する団体に売却し、当該業者により点検整備された自転車を再び市場に供給することにより、放置自転車の再活用を図り、もって資源の再生利用の推進及び市民のリサイクル意識の高揚に資することを目的とする。</p> <p>(売却対象者) 第4条 前項の帰属自転車の売却を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも適合している者で組織された団体とする。</p> <p>(1) 法第12条第3項の規定に基づき香川県公安委員会が指定した者から市内における同項に規定する防犯登録に係る業務を委託された者</p> <p>(2) 自らの責任において売却を受けた自転車の点検及び整備（警察庁認定自転車安全整備士資格を有する者による点検及び整備に限る。）を行うことができる市長が認める者</p> <p>(3) 古物営業法第2条第3項に規定する古物商</p> <p>(4) 法第12条に規定する自転車等の利用者の責務に関し、市が行う施策に積極的に協力することができると市長が認める者</p>

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局等	令和7年度／都市整備局
-------------	-------------

告示番号	高松市監査委員告示第37号	告示日	令和7年12月1日
所管課等	道路管理課	区分	意見
意見の項目	道路占用許可に係る事務処理について		
意見を付す理由	<p>令和5年5月に他部署において、行政財産の目的外使用許可を行った第1種電話柱（以下「当該占用物件」という。）については、本来、道路法に基づき、道路占用による許可とすべきであったと判明したことから、7年1月に行政財産の目的外使用許可を取り消すとともに、納付された使用料を返還した。</p> <p>その後、7年4月に、道路管理課において、当該占用物件に係る占用許可を行ったが、他部署が行った事務処理についての確認や、当該占用物件の設置者から提出された占用許可申請書の添付書類における記載内容の確認が、十分に行われなかつたことから、結果として、5年度分及び6年度分の道路占用料が徴収されていなかった。</p>		

意見	他部署において、行政財産の目的外使用許可等が行われた後に、道路占用許可が必要と判明した占用物件については、他部署の事務処理状況を確認するとともに、占用許可申請書等の記載内容についても十分に確認し、道路占用許可に係る事務処理を円滑かつ適切に執行されたい。
----	--

根拠法令・通知等	道路法
内容	<p>(道路の占用の許可)</p> <p>第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>1 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物（占用料の徴収）</p> <p>第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあっては、政令）で定める。</p>

定期監査・行政監査結果

根拠法令・ 通知等	高松市道路占用料徴収条例
内 容	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、道路法第39条第2項の規定に基づき、市が道路の占用（以下「占用」という。）につき徴収する占用料の額及び徴収方法について定めるものとする。</p> <p>(占用料の徴収) 第4条 占用料の徴収方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 占用料は、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した日（電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、市長が定める期限までに納入することができる。</p> <p>(2) 占用期間が翌年度以降にわたる占用料については、前号の規定にかかわらず、毎年度、当該年度分を市長が定める期限までに徴収する。</p>
根拠法令・ 通知等	高松市道路占用規則
内 容	<p>(占用料の徴収) 第2条 市道又は附属物を占用しようとする者（以下「申請者」という。）は、道路占用許可申請・協議書（様式第1号）を市長に提出して、その許可（法第35条の規定による協議にあっては、同意。第4条から第7条まで、第9条、第10条、第12条及び第15条において同じ。）を受けなければならない。</p> <p>(占用許可) 第4条 市長は、別表第1に規定する基準により占用の許可を行うものとする。</p>

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局等	令和7年度／都市整備局
-------------	-------------

告示番号	高松市監査委員告示第37号	告示日	令和7年12月1日
所管課等	河港課 公園緑地課	区分	指摘
指摘の項目	指名競争入札における予定価格調書の作成について		
指摘する理由	業務委託又は物品購入の契約に係る指名競争入札（公募型を含む。）において、執行伺や入札情報で予定価格を設定しているものの、高松市契約規則等に定められた予定価格調書を作成していなかった。		

指摘	指名競争入札を行う場合の予定価格については、予定価格調書に記載して封書にし、開札の際に開札場所に備えられたい。
----	---

根拠法令・ 通知等	高松市契約規則
内 容	<p>（予定価格） 第11条 市長は、一般競争入札に付そうとするときは、その事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を予定価格調書に記載して封書にし、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。 （一般競争入札に関する規定の準用） 第17条 第5条、第6条第2項及び第7条から第14条の6までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。</p>
根拠法令・ 通知等	高松市契約事務処理要綱
内 容	<p>（予定価格） 第21条 入札を行う場合は、契約担当課はあらかじめ価格を予定し、市長の決定を得なければならない。 2 予定価格の決定を得たときは、封書にして秘密扱いとし、これを他に口外してはならず、開札の場所に備えるものとする。</p>

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.7

監査実施年度／対象局等	令和7年度／都市整備局
-------------	-------------

告示番号	高松市監査委員告示第37号	告示日	令和7年12月1日
所管課等	公園緑地課	区分	指摘
指摘の項目	指名競争入札に係る指名業者の適正な選定について		
指摘する理由	<p>高松市都市公園等公園遊具安全保守点検業務委託の指名競争入札に係る指名業者について、入札参加資格者名簿に登載のある者のうち、指名基準に適した市内企業及び準市内企業がないため、県内に事業所等がある者又は県内事業所に契約等の権限を委任している者から3者を選定しているが、そのうち1者は、県内に委任された事業所のない入札参加資格者名簿登載外の業者を選定していた。</p> <p>また、指名した当該業者と異なる者から提出された入札書を、有効なものとして取り扱っていた。</p>		

指摘	指名競争入札に係る指名業者については、入札参加資格者名簿に登載された者のうちから適正に選定するとともに、契約事務の公平性及び透明性の確保が図られるよう、所属内における適切な審査体制を構築されたい。
----	--

根拠法令・通知等	高松市物品・委託・役務の提供等指名競争入札等業者選定要領
内容	<p>(指名業者の選定)</p> <p>第2条 指名競争入札を行う場合において指名する業者（以下「指名業者」という。）は、物品・委託・役務の提供等に係る令和5年1月1日から令和7年12月31日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の提出期間及び方法等について定める件の定めることにより高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿に登載された者のうちから、事務処理要綱第2章第1節及び第2節の規定に基づき、業種及び営業種目に応じ選定するものとする。</p> <p>（市内企業への優先発注の方針）</p> <p>第3条 地元企業の育成及び地域経済の活性化を図るため、指名業者の選定に当たっては、適正な競争原理のもと公平性を確保した上で、市内企業を優先するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、市内企業以外の者を指名しようとするときは、準市内企業・市外企業の順で、指名の対象を拡大するものとする。</p>

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.8

監査実施年度／対象局等	令和7年度／都市整備局
-------------	-------------

告示番号	高松市監査委員告示第37号	告示日	令和7年12月1日
所管課等	公園緑地課	区分	指摘
指摘の項目	公園管理業務における請書の適正な取扱いについて		
指摘する理由	令和7年度高松市立屋島みどりヶ丘西公園ほか12公園の管理業務において、決裁を受けた支出負担行為には、公園管理者の厳守事項や謝礼金の金額などを明記した請書の案が添付されていたものの、業務に着手して5か月を経過しているにもかかわらず、管理業務を請け負う相手方から、請書を徴していなかった。		

指摘	請書については、公園の管理業務を請け負う相手方から、履行を誓約させるために徴する書面であることから、承諾者の承諾意思を文書により明確にするため、適正に徴されたい。
----	---

根拠法令・通知等	民法
内容	(請負) 第632条 請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.9

監査実施年度／対象局等	令和7年度／都市整備局						
告 示 番 号	高松市監査委員告示第37号	告 示 日	令和7年12月1日				
所 管 課 等	住宅政策課	区 分	意 見				
意 見 の 項 目	補助金交付に係る事務処理について						
意 見 を 付 す 理 由	高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付要綱に基づく既存住宅状況調査事業については、同要綱において、既存住宅状況調査技術者の資格要件を確認するため、同技術者の登録証の写しを提出するよう規定しているが、同技術者は、既存住宅状況調査技術者講習登録規程において、「国土交通大臣の登録を受けた講習（既存住宅状況調査技術者講習）の修了証明書を有する者」と規定されていることから、現状は、要綱の規定と異なる当該修了証明書の写しによって資格要件を確認し、事務処理を行っていた。						
意 見	高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付要綱に規定する、既存住宅状況調査技術者の資格要件を確認するための添付書類については、同技術者の登録証の写しではなく、既存住宅状況調査技術者講習の修了証明書の写しとするよう、同要綱の改正を検討されたい。						
根 拠 法 令 ・ 通 知 等	高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付要綱						
内 容	<p>(交付の申請)</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高松市安心あんぜん住宅事業交付申請書（様式第1号）に、別表第2に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>別表第2（第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象事業</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存住宅状況調査事業</td> <td> (1) 誓約書（様式第6号） (2) 補助対象物件の所有権その他の売却を行うことができる権利を申請者が有することを確認することができる書類（申請者が所有者等である場合に限る。） (3) 売買契約書の写し（申請者が利用者である場合に限る。） (4) 検査（調査）報告書の写し (5) 申請者が、状況調査を行う事業者若しくは状況調査を仲介した宅地建物取引業者に対し状況調査に要する費用を支払ったことを確認することのできる、これらの者が交付した次のいずれかの書類 ア 請求書及び領収証の写し イ 請求書及び銀行振込控えの写し (6) 状況調査を行った既存住宅状況調査技術者の登録証の写し (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 </td> </tr> </tbody> </table>			補助対象事業	添付書類	既存住宅状況調査事業	(1) 誓約書（様式第6号） (2) 補助対象物件の所有権その他の売却を行うことができる権利を申請者が有することを確認することができる書類（申請者が所有者等である場合に限る。） (3) 売買契約書の写し（申請者が利用者である場合に限る。） (4) 検査（調査）報告書の写し (5) 申請者が、状況調査を行う事業者若しくは状況調査を仲介した宅地建物取引業者に対し状況調査に要する費用を支払ったことを確認することのできる、これらの者が交付した次のいずれかの書類 ア 請求書及び領収証の写し イ 請求書及び銀行振込控えの写し (6) 状況調査を行った既存住宅状況調査技術者の登録証の写し (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
補助対象事業	添付書類						
既存住宅状況調査事業	(1) 誓約書（様式第6号） (2) 補助対象物件の所有権その他の売却を行うことができる権利を申請者が有することを確認することができる書類（申請者が所有者等である場合に限る。） (3) 売買契約書の写し（申請者が利用者である場合に限る。） (4) 検査（調査）報告書の写し (5) 申請者が、状況調査を行う事業者若しくは状況調査を仲介した宅地建物取引業者に対し状況調査に要する費用を支払ったことを確認することのできる、これらの者が交付した次のいずれかの書類 ア 請求書及び領収証の写し イ 請求書及び銀行振込控えの写し (6) 状況調査を行った既存住宅状況調査技術者の登録証の写し (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類						

定期監査・行政監査結果

根拠法令・ 通知等	既存住宅状況調査技術者講習登録規程
内 容	<p>(定義) 第2条 5 この規程において「既存住宅状況調査技術者」とは、既存住宅状況調査を行う技術者で、この規程により国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「既存住宅状況調査技術者講習」という。）の修了証明書を有する者をいう。</p>

定期監查・行政監查結果

結果No.

No.10

監査実施年度／対象局等	令和7年度／消防局
-------------	-----------

告 示 番 号	高松市監査委員告示第37号	告 示 日	令和7年12月1日
所 管 課 等	総務課	区 分	意 見 【重 点】
意 見 の 項 目	郵便切手の管理について		
意 見 を 付 す 理 由	郵便切手の管理について、使用状況等は整理しているものの、高松市物品会計規則に定められた「材料品、生産品、郵便切手類受払票（以下「受払票」という。）」で整理していないものや、同規則改正前の受払票の様式により整理しているものが見受けられた。		

意 見	郵便切手については、高松市物品会計規則に定められた受払票の様式により整理するなど、管理方法の見直しを検討されたい。
-----	---

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.11

監査実施年度／対象局等	令和7年度／消防局
-------------	-----------

告示番号	高松市監査委員告示第37号	告示日	令和7年12月1日
所管課等	総務課	区分	指摘
指摘の項目	請書による工事の変更契約に係る適正な事務処理について		
指摘する理由	請書による工事の変更契約に係る事務処理について、契約金額の増額により、契約書を作成する必要があったにもかかわらず、当初の契約を高松市契約規則第21条第1号の規定により請書で行っており、契約書の作成が省略できるものと誤認し、変更請書によって事務処理を行っていた。		

指摘	変更契約の締結に当たっては、高松市契約規則に基づき、変更後の契約金額が、契約書を省略することができる額を超える場合は、変更契約書によって適正に事務処理されたい。
----	--

根拠法令・通知等	高松市契約規則（令和7年10月21日改正、同年11月1日施行以前のもの）												
内容	<p>（契約書の作成） 第20条 市長は、契約を締結しようとするときは、契約者が決定した日から10日以内に次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>（契約書作成の省略） 第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第1項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。ただし、単価による契約又は高松市長期継続契約に関する条例第2条各号に掲げる契約については、この限りでない。</p> <p>（1）契約金額が100万円（工事又は製造の請負契約にあっては、130万円）以下の指名競争入札の方法による契約又は随意契約を締結するとき（登記又は登録の手続を要するときを除く。）。</p>												
根拠法令・通知等	高松市契約規則（令和7年10月21日改正、同年11月1日施行以後のもの）												
内容	<p>（契約書作成の省略） 第21条 (1) 別表に掲げる契約の種類に応じ同表に定める額を超えない指名競争入札の方法による契約又は随意契約を締結するとき（登記又は登録の手続を要するときを除く。）。</p> <p>別表（第17条の2、第21条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>1 工事又は製造の請負</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>2 財産の買入れ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>3 物件の借入れ</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>4 財産の売払い</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>5 物件の貸付け</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>6 前各号に掲げるものの以外のもの</td> <td>100万円</td> </tr> </table>	1 工事又は製造の請負	200万円	2 財産の買入れ	150万円	3 物件の借入れ	80万円	4 財産の売払い	50万円	5 物件の貸付け	30万円	6 前各号に掲げるものの以外のもの	100万円
1 工事又は製造の請負	200万円												
2 財産の買入れ	150万円												
3 物件の借入れ	80万円												
4 財産の売払い	50万円												
5 物件の貸付け	30万円												
6 前各号に掲げるものの以外のもの	100万円												

行政監査（重点取組事項）の実施状況

テーマ1 市有施設への自動販売機の設置について

○設置状況について

対象局	所管課	施設名	台数（台）
都市整備局	都市計画課	高松駅南交通広場（高速バスターミナル待合所）	2
		中央駐車場	4
		南部駐車場	1
		美術館地下駐車場	1
		杣場川駐車場	1
		瓦町駅地下駐車場	4
	河港課	男木港	2
		立石港	1
		浦生漁港	1
		亀水漁港	1
		庵治漁港	2
		竹居漁港	1
	公園緑地課	木太中央公園ほか43公園 (令和6年6月増設：2台、7年7月新設：1台、7年8月撤去：3台)	67
	市営住宅課	朝日町団地ほか20団地（7年3月撤去：4台）	25
	下水道施設課	香東川浄化センター	1
		東部下水処理場（6年8月撤去：1台）	3
		牟礼浄化苑	1
消防局	総務課	高松市民防災センター	1
		北消防署（6年7月撤去：1台）	3
		朝日分署	2
		南消防署	1
		円座出張所	1
		香川分署	1
		東消防署	2
		山田出張所	1
		牟礼分署	1
		西消防署	1
		国分寺出張所	1
		綾川分署	1
		三木消防署	1
		西部分団第2部消防屯所ほか3分団（7年3月撤去：4台）	4
合計			139

行政監査（重点取組事項）の実施状況

○事業者の選定について

選定方法	台数（台）	内訳
本市の公募によるもの	6	
本市の公募以外によるもの	133	協定締結事業者63台（※）、指定管理者44台、福利厚生団体15台、漁業協同組合6台、その他法人等5台

※ 「協定締結事業者」とは、災害時における救援物資提供に関する協定、又は、高松市消防団員応援自動販売機の設置に関する協定（6年度未解消）の締結事業者をいう。（以下同じ。）

○設置に係る許可及び使用料等の状況について

許可の形態	台数（台）	使用料等の有無	
		減免有り（台）	減免無し（台）
公園施設設置許可	67	—	67
行政財産目的外使用許可	62	16	46
港湾・市漁港施設占用許可	5	2	3
普通財産の貸付契約	2	2	—
許可無し	3	監査結果報告書4ページ参照	

○電気使用料の状況について

電気使用料	台数（台）	内訳
本市に収納有り	43	
本市に収納無し（※）	96	指定管理者44台、協定締結事業者42台、漁業協同組合6台、その他法人等4台

※ 「本市に収納無し」については、自動販売機の設置者が、直接、電力会社に支払いをしている。

○販売手数料の状況について

販売手数料	台数（台）	内訳
本市に収納有り	69	
本市に収納無し	70	指定管理者44台、福利厚生団体15台、漁業協同組合6台、その他法人等5台

○自動販売機の付加機能について（本市が公募しているもの）

付加機能	台数（台）
省エネルギー型	6
キャッシュレス	2

行政監査（重点取組事項）の実施状況

テーマ2 郵便切手類の管理等について（※1）

対象局	所管課等	種別 (※2)	保管場所の 施錠の有無等 (※3)	受払票の作成の有無等 (※3・4)	受払月報の 作成の有無等 (※3・5)
都市整備局	道路整備課	切手	○	○	○
		収入印紙等	○	○	○
	河港課	切手	○	×（任意様式（※6））	×（※6）
	住宅政策課	切手	○	○	○
	市営住宅課	切手	○	○	○
	下水道経営課	切手	○	○（※7）	
	下水道業務課	切手	○	○（※7）	
	下水道整備課	切手	○	○（※7）	
		収入印紙等	○	○（※7）	
	下水道施設課 (香東川浄水センター)	切手	○	○（※7）	
		書簡	○	○（※7）	
	下水道施設課 (東部下水処理場)	切手	○	○（※7）	
消防局	総務課	切手	○	×（任意様式、旧様式（※8、9））	○

※1 郵便切手類：郵便切手類受払月報の報告対象物品（郵便切手、郵便葉書、郵便書簡（レターパック等）、収入印紙、特許印紙等、収入証紙、テレホンカード、図書カード、クオカード、商品券、回数券等）

※2 郵便切手は「切手」、郵便書簡（レターパック等）は「書簡」、収入印紙、特許印紙等、収入証紙は「収入印紙等」と表記

※3 有りの場合は「○」、無しの場合は「×」と表記

※4 受払票：高松市物品会計規則に規定する「材料品、生産品、郵便切手類受払票（様式第5号）」

※5 受払月報：高松市物品会計規則に規定する「郵便切手類受払月報（様式第8号）」

※6 監査報告書5ページ参照

※7 下水道経営課、下水道業務課、下水道整備課及び下水道施設課における郵便切手類の管理については、下水道事業の会計事務の処理について、高松市物品会計規則の特例を定める、高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則等に基づき、事務処理を行っていた。なお、同規則において、受払票等の様式は定められていない。

※8 旧様式：令和5年4月1日に高松市物品会計規則が改正される前の受払票の様式

※9 監査報告書15ページ参照

令和7年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 令和7年度の重点取組事項

（1）市有施設への自動販売機の設置について

本市の市有施設には、利用者の利便性の向上や施設の有効利用を目的として、多くの自動販売機が設置されており、市有施設に自動販売機を設置する場合は、原則として公募により設置業者を選定し、行政財産の使用許可のほか、施設使用料や販売手数料等の収納事務など、付随した事務を行っている。

そこで、災害時における自動販売機の二次的機能も含め、設置業者の選定や使用許可に係る事務処理等が適正に行われているのか、また、自動販売機の設置により、市有施設が有効活用され、市民サービスの向上に資しているのかという観点から、7年度も引き続き、監査を実施する。

（2）郵便切手類の管理等について

高松市物品会計規則の規定では、郵便切手類は特に厳重に保管しなければならず、受払票により整理するとともに、受払月報を作成し、会計管理者に提出しなければならないとされている。

また、令和6年10月1日から郵便料金が変更されたことに伴い、差額分の郵便切手を追加購入する必要があるものと考える。

そこで、郵便切手類の保管及び在庫管理、受払の事務などが適正に行われているのかという観点から、監査を実施する。